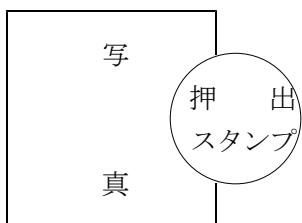


第 号

消費者安全法第45条第1項の規定により立入調査等をする職員の



身 分 証 明 証

官職及び氏名

年 月 日 生
年 月 日 交付

消費者庁長官（都道府県知事等）

印

(裏面)

消費者安全法抜粋

(報告、立入調査等)

第十二条の二十四（略）

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、
関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては
ならない。

(報告、立入調査等)

第四十五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者
に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他
その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調
査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。
ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければ
ならない。

- 2 第十二条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用す
る。

第五十四条（略）

- 2 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又
は同項の規定による立入り、調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五
十万円以下の罰金に処する。

備考 大きさは、日本産業規格B 8 又は日本産業規格X6301「識別カード—
物理的特性」の4.5 ID-1とする。